

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 7 9 号
件 名	暴力団排除に向けた市の取組などについて
要 旨	<p>初めに、暴力団排除に向けた市の取組について、市が発注する公共工事のみならず、補助金、交付金や許認可事業等、全ての契約時において、該当相手方から暴力団対象者でない旨の契約書、または誓約書を徴取している。避けては通れない条項です。タトゥーにもルールができた。残念なことに契約課は、入札参加資格申請時に暴力団排除に関する誓約書を業者から受理しているから、各契約時に文書を起こす必要はないと言うが、2024年7月22日現在、各部局によって統一されていない。</p> <p>また、問題は契約課が入札参加申請業者からの誓約書や役員名簿等を新潟県警察に提出していなく、照会を求めていることである。検証を依頼すべきなのに、勝手に判断し、提出を拒否、県警への検証手続は不要、必須でないと言う。県警もびっくり、契約書とは各契約時に当事者双方で交わされる約束事、誓約書は業者が申請に基づき任意に提出した文書、現状は、契約時に内部で統一されていない。契約課も県警へ提出していない。暴力団排除条項は廃止すべきです。</p> <p>次に、納品書不要というルールについて、業務委託の契約時には、必ずしも納品書は必要ではないと言う。一部の不要ルールはあるが、絶対に必要な受理しなければいけない納品書まで課によっては受理していなく、あり得ないことです。一般的に納品書と請求書はセット。契約課は、納品書がなくても履行届が提出されれば問題なく受理。各部がばらばらで内部統一していない。なぜ納品書が必要なのか、不要なのか、理解できない職員がいる。指導もできないのであれば、今後、内部統一して全て納品書は不要、履行届で対応できる。兼支出命令書を提出できる規則が必要。</p> <p style="text-align: right;">(次頁につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第 1 項           } 総務常任委員会           } 令和 6 年 9 月 13 日           } 第 6 項</p>
受 理	令和 6 年 8 月 29 日 第 264 号

次に、業務委託の業務一括契約について、ずさんなことに業務一括契約には、契約課は一括の明細を求めている。規則がないから不要と言う契約課、一括の総合計のみで、何度指摘しても問題がないと言う契約課、一括でも契約時に明細資料を求めないで、どのように積算していたのか。所管課の契約課が明細を作成できないレベルなのに、業者にも資料を求めないという業者丸投げの一括契約。単品明細が不明で、職員が疑問に思わないことが危険で、怖い。各単品明細も知らずに一括契約なんてできるのは、新潟市の契約課だけです。一部の課では、単品明細を100%求めている課長もいます。

次に、業務委託の仕様書、契約書には配送と書いてあるが、全て不透明であることについて、契約時には、仕様書、契約書に配送という文言があります。ところが、その意味、方法、内容について、契約課に何回言ってもやる気がなく、聞く耳を持たず。配送とはポストに入れるのか、配送先からサイン、受領印をもらうのか。置き配なのか、何も書いていない。2回、3回と行っても無料なのか、ルールがない。置き配は、相手の承認、了解なくして、勝手にはできない。新潟市は放置している。配送の方法により価格が違う。なぜか契約課は問題ないと言う。業者丸投げ配送なんてあり得ない。印刷配送のルールさえ曖昧。一括契約より分割すれば、経済的に割安になるかもしれない。面倒だから一括丸投げされている。印刷では一つの事業者が、数万円から1億円近くまで受注している。3割近くを独占受注している。小規模の印刷屋さんや中規模の業者さんが倒産している。印刷と配送は分割すべきです。

次に、業務委託で業者に名簿を渡していることについて、印刷等で業者に名簿を渡していますが、あくまでも委任です。契約後の名簿の処理、廃棄のルールが契約書に書いていない。契約課は放置している。個人情報です。名簿の取扱方法の規則が必要。

陳情の文書、口調は、お叱りのようになりましたが、陳情は一筋縄ではいかない困難であることを承知しております。答弁する行政側にも、正直に委員会で現状をお話ししてほしい。よって、特段の御配慮を承りたく、重ねて下記の陳情を申し上げます。

(次頁につづく)

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 暴力団排除に関する誓約書、名簿等は、問題が発覚していないから、今までどおり新潟県警察に提出しないこと。</li><li>2 毎回の契約時に、暴力団排除に関する文書を盛り込まないこと。</li><li>3 納品書不要という業務委託の一部のルールがあるが、理解されていない。ばらばらだから全て廃止して、納品書の代わりに履行届で統一すること。</li><li>4 業務一括契約は、単品明細を必ず求めること。</li><li>5 配送方法は、一般配送の置き配で受領印が必要なのか、具体的に文書化すること。</li><li>6 契約時に業者に渡した名簿等の処理のルールを具体的に講ずること。</li></ol>
--	---